

一、老人クラブとは（補助金対象）

①年齢は、おおむね60歳以上

②同一小地域に居住する者で組織

ただし、同一小地域で組織することが困難な場合は、当該小地域を越える区域における組織化を妨げないものとする。

③会員の規模は、おおむね30人以上

なお、役員は代表者1名（必要により役員数名）。会計の明朗化を期するために、専任の会計担当役員を置いて下さることをお勧め致します。

二、アイスタート鹿角本部（準会員）入会のご案内

高齢者ならではの①豊かな経験、②極められた教養、③磨き上げられた技術などは、迫り来る高齢化社会において、今まで以上に真剣に見直され、人々の賞賛するところであります。

どうぞ老人クラブに入会されまして、老人クラブ会員だけでなく、後進のためにもお力添えを賜りますようお願い致します。

三、準会員とは

通常の老人クラブでは、行政から補助金をいただいておりますので、全ての会員は正会員です。

一方、アイスタート鹿角本部における準会員は、例外的な取り扱いであると考えられてきましたので、今のところ行政の補助金の対象にはなっていません。

今後、アイスタート鹿角本部事務局では、鹿角市役所などへお願いして、アイスタート鹿角本部の「準会員」でも、補助金の対象になるように努力してみたいと思います。

四、個人準会員の場合

①あなたの居住地の同一小地域内に老人クラブがまだ組織されていないとき

②老人クラブ活動を試しに体験してみたいとき

③本部直轄の老人クラブに入りたいとき

このいずれかに該当する方は、どうぞ「アイスタート鹿角本部」へ準会員としてご入会下さい（年会費100円）。

なお、「本部直轄の老人クラブ」とは、いわゆる「小地域（町内会・部落集落など）を越える区域（鹿角市一円）」の市民を対象にして組織される新生老人クラブ」のことです。

五、サークル（グループ）の場合

①アイスタート鹿角本部部会規程に定めるそれぞれの部会（任意の部会）の所属としてご入会下さい。

②サークル（部会）の人数が多数（おおむね30名以上）の場合は、新たな名称の部会を設けたいと思います。

六、新生老人クラブの名称

基準となる新生老人クラブの名称は「アイスタート鹿角本部」ですが、準会員の人数が多くなると、部会ごとに任意の名称の新生老人クラブを順次創設して行きたいと思っております。

七、部会規程

「アイスタート鹿角本部会則」に規定する部会規程は、必要により任意に変更（補筆）できるように取り扱いたいと思っております。